

## 鎮西島津庄における弁済使

井原, 政純 / IHARA, Masazumi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

30

(開始ページ / Start Page)

32

(終了ページ / End Page)

45

(発行年 / Year)

1978-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010961>

## 鎮西島津庄における弁済使

## 井原政純

はじめに

- 一、建久凶田帳にみられる弁済使  
(イ) 公領における弁済使
- (ロ) 社寺領における弁済使
- 二、弁済使の補任形態
- 三、弁済使の機能  
むすびにかえて

はじめに

平安末から鎌倉初期にかけて、島津庄を中心とするこの地方の庄園での諸豪族は、多く郡司・院司・郷司・弁済使・下司・名主等の職を、一つまたは兼帯する形で所持しており、所謂職の所有者たる諸特権を根幹として在地領主化するという性格を帯びていた。しかるに在地支配上の実務は在地領主層にありながら、その実務遂行の爲の職(公権)の補任権は、あくまでも庄園領主(中央貴族)層にあった。では、ここにみられる弁済使職はどういうものであったろうか。弁済使について、朝河貫一博士は、弁済の語義は貢租を納済するということだが、思うに薩摩の弁済使

は地方の財政行政を主管する武士であり、特に貢租の一部を荘園(領家)に納めるべき地方(つまり他の部分を国衙に納めるべき所)に漸次弁済使が起つたらしいといわれる。<sup>(1)</sup>九州にみられる弁済使関係の研究には、和歌森太郎氏のベンザシやベンザイ船の存在と弁済使に関わる基本的な考察があり、<sup>(2)</sup>工藤敬一氏は島津庄における弁済使補任文書形式から庄務機構の変遷をたどり、<sup>(3)</sup>庄政所・預所・給主の三体制の段階に区分し、各々地域的所務の個別的知行体制や年貢請負制について論じ、<sup>(4)</sup>五味克夫氏は一連の御家人関係の研究と相俟つて弁済使関係を指摘された。<sup>(5)</sup>郡山良光氏は薩摩方支配体系の面から、庄政所体制は現地の支配体制であり、京都領家政所では早くから預所体制をとっていたという観点から関連する弁済使の進退権等を取扱われ、<sup>(6)</sup>井原今朝男氏は惟宗忠久の身分的地位・性格を見究める上で、公武両制度の諸所職兼帯や公武両権力に基づく役割を検討し、<sup>(7)</sup>国衙領家との関係で特に郡司弁済使などの所職安堵にふれている。<sup>(8)</sup>勝山清次氏は島津庄の弁済使とは別個に、国司制度上の位置から検討された。

そこで本稿は、諸先学の実績を踏まえつつ、鎮西島津庄におけ

る弁済使に関して、一体如何なる歴史的意味（性格・役割）をもったものなのかという観点に立ち、遠隔地荘園制構造の一端をさぐることにしたい。

- (1) 一九二九年入来文書。
- (2) 「ベンザン考『序説』」史潮四四号。
- (3) 「九州荘園の研究」第二章第二。
- (4) A「島津庄日向方北郷弁済使並びに図師職について」(日本歴史一七〇号)、B「鎌倉時代の御家人並びに島津庄大隅方の荘官について」(鹿児島史学十二号)その他。
- (5) 「島津庄薩摩方の支配体系」(鹿児島史学十一号)ほか。
- (6) 「荘園制支配と惣地頭の役割—島津荘と惟宗忠久—」(歴史学研究四四九号)。
- (7) 「弁済使」の成立について」(日本史研究一五〇・一五一合併号)。

### 一、建久図田帳にみられる弁済使

まず弁済使は図田帳において如何なる所領構成にみられるのであろうか。建久八年の日向・大隅・薩摩の三国の図田帳<sup>(8)</sup>によると、島津庄田数が三国の総田数の半分以上を占め、しかもそれが一円庄と呼ばれる完全な不輸不入権の庄園と、国衙と庄園領主に両属する寄郡とよばれる不完全な庄園とから成っている。寄郡については先学の研究<sup>(9)</sup>も多いが、弘安七年七月一日の関東下知状<sup>(10)</sup>に「島津庄、三箇国<sup>日向 大隅</sup>内、云本庄、云寄郡、云私領、所務各別也、本庄者領家一円之地、寄郡者半不輸、私領者領家地頭不相綺」とあって、三国総田数の約三分の一強に当る約五千町歩の寄

鎮田島津庄における弁済使（井原）

郡は半不輸<sup>(11)</sup>とされている。半不輸は貢租の一部を庄園に納め、他の部分を国衙に納めるという性質のものであった。半不輸つまり租を半ばする土地で、庄園と国衙に両属していることから、そこでの一定の年貢の納済・収納・弁済役が実は弁済使であった。尤も、一円庄では下司がその機能を果たしているが、薩摩方泉庄の如く、一円庄で伴保久が「弁済使下司職」に補されているという例外<sup>(12)</sup>もあって寄郡にすべて弁済使が存在するわけではない。郡・郷司層の在地領主が弁済使を兼ねる場合もあれば、「社寺領」において弁済使がみられる場合もある。

ところで、建久図田帳に示された弁済使の歴史的位位置は、すぐれて寄郡、特に島津庄政所の庄園庶務機構の一環としてのみに考察されてよいものだろうか。ちなみに、建久八年六月の図田帳の作成注進が、実際には各国国衙の在庁官人がその作業に当り、国衙機構保存の検注帳以下基本的帳簿類がほぼ中心となっているものであってみれば、そこでの弁済使の考察は、寄郡での預所・庄政所の支配機構のみならず、それ以上にかかる在地での国衙の支配機構に眼を向ける必要がある。平安末以降、公領（公田）において弁済使分の存在<sup>11</sup>記載がみられるということは、事実上「領家の沙汰」である反面、国衙上の所当ないし公事についても収納・弁済する行使権（職）が存在しえたと解される。やがて国司制度の衰廃と共に、国衙方の在地支配や収奪をのがれ、領家方に身を寄せ、所領を寄進することによって所職を得、在地支配を身近かに展開していくことをよしとした在庁官人や在地豪族の動向と彼らの在地領主化が、少なからず弁済使職と関係があった。もと

より領家が国衙よりも優先的に在家からの所当年貢等を收納し、検田をも庄官をして遂行せしめた寄郡・半不輸の性格と、庄園領主(中央権門)の支配機構および在地での庶務機構の形成・変化の歴史的契機が、弁済使の存在・機能に大きく影響を与えたことはまちがいない。また、弁済使が国衙・領家いずれの側から補されたかの問題があるが、管見の限り領家方の史料が多い。しかし、「庄園両方之課役」を勤仕する必要上、当然国衙の承認(許可)も必要であったと考えざるをえない。<sup>(13)</sup>蓋し、残存する国衙の相対的な力の保持を無視することはできないとおもうからである。

#### (イ) 公領における弁済使

建久八年薩摩国凶田帳写の中で、弁済使に関わる記載部分は、① incoming 院九十二町二段内(寺社領中略)公領七十五町内 嶋津御止寄郡 弁済使分五十五丁本地頭在序種明(後略)、② 牛屎院三百六十町内 嶋津同庄寄郡 右衛門兵衛尉(中略) 幸万五十五町嶋津御庄方弁済使(後略)、③ 山門院二百町内 嶋津同庄寄郡(中略)公領百七十五町六段地頭右衛門兵衛尉(中略) 弁済使分二十七町名主嶋津御庄領家沙汰(後略)、④ 薩摩郡三百五十一町三段内(寺社領中略)公領三百七十七町内(中略) 火同九十四町 同御庄寄郡 嶋津御庄方寄郡(後略)の四つの郡・院である。何れも公領の中に弁済使分を含む郡郷の記載であるが、①③④は郡郷の中に寺社領を含み、かつ公領の中に名と弁済使分を含む形態であり、②は郡郷の中に寺社領を含まず、公領の中に名と弁済使分を含む形態である。何れも弁済使分または弁済使という記載による所知部分Ⅱ公

領が嶋津御庄寄郡を形成している。弁済使分たる形態も郡郷における領知権の性格・変質<sup>(14)</sup>と関係をもちながら、公領内部に弁済使分(領家の沙汰)として現われ、しかもそれが別名を形成し始める形で、他の郷司分等と共に地域的に分割されていく傾向を示している。また、弁済使分とか嶋津御庄方弁済使とあるのは、③に示された名主嶋津御庄領家沙汰という性格をもつものと解されるが、島津惣地頭として公領(公田領知権)の分掌関係を形作っている存在である。蓋し、凶田帳における公領と私領との統一的領知の対象は、「両者を統一的に把握・支配して行こうとする上級領主(権門Ⅱ中央貴族)的立場からの対応面」という観点から、惣地頭職を顧みる必要がある<sup>(17)</sup>、そして寄進先の本所領家政所における在地支配の対応面、例えば後述の弁済使の補任権や機能等と関連して把えていく必要がある。ところで、公領の分割性Ⅱ細分化がなぜ弁済使分となって現われたのだろうか。また、弁済使分(領家の沙汰)のもつ公領としての歴史的性質はどういうものだろうか。前者については、寄郡成立に当って領家に郡司や在庁官人らが私領化した公田を郡単位で寄進し、実質的な領主権を保留せられた現われであり、その所領上の性格は半公平私的な土地形態であった。また、公領における職の分化、郡司・弁済使職兼帯の分解、庄政所別当らの弁済使職・名主職へのねらいと執拗な領主化運動によって、より公領の分散化を来した所にあるといえよう。後者については、例えば①の incoming 院の場合、公領内の弁済使分五十五丁も所領耕地面積ではなく、職の客体である所定の公田(公領)の限定部分たる性質のものと考えて差支えないとお

## 日向国図田帳写 宇佐宮領 (1913丁)

鎮西島津庄における弁済使(井原)

所領名	丁	所在	領主
岡富庄	80	柏杵郡内	弁済使 土持太郎宣綱
多妓木田	10	〃	〃 宇佐大宮司公通宿禰俊家
浮田庄	300	宮崎郡内	〃 故宇佐大宮司公通宿禰俊家
広原庄	100	那河郡内	〃 七郎助綱
新名爪別符	80	〃	〃 土持太郎宣綱
鷹居別符	40	〃	〃 字藤二 不知実名
竹崎別符	45	〃	〃 字三郎 〃
渡別符	50	〃	〃 字田四郎 〃
苳生野別符	100	宮崎郡内	〃 貞吉
大基別符	20	〃	〃 〃
細江別符	25	〃	〃 藤二 〃
長峯別符	30	〃	〃 忠助
衾田別符	30	諸県郡内	〃 安本司 〃
伊佐原別符	30	〃	〃 僧静蓮
県庄	130	柏杵郡内	地頭 故勲藤原左衛門尉 不知実名
富田庄	80	〃	〃 〃 〃
田嶋庄	90	〃	〃 〃 〃
諸県庄	450	諸県郡内	〃 〃 〃
宮崎庄	300	宮崎郡内	〃 前掃部頭殿
調殿	16	児湯郡内	〃 〃

## 妻万宮領 (98丁)

所領名	丁	所在	領主
江田社	30	那河郡内	弁済使 宗 遠
高智尾社	8	柏杵郡内	(〃) 土持太郎宣綱
清水社	60	児湯郡内	郡司 国 高

## 弥勒寺領 (115町)

船 曳	50	宮崎郡内	領家八幡別当 弁済使法印 不知実名
塩 見	35	柏杵郡内	〃 地頭土持太郎信綱
富 高	30	〃	〃 〃

もう。ただその行使権は、すぐれて庄国双方の課役を勤仕するという形で具体化されている。

なお、大隅国因田帳では、島津御庄領筒羽野の条に「(前略) 残不随国務、恣弁濟使私用之」とあって、弁濟使の存在が一部うかがえる。<sup>(20)</sup>

(ロ) 社寺領における弁濟使

鎌倉初期の社寺領における弁濟使を知るに、建八久年の日向国因田帳写がある。

整理した表をみると、領主名の記載は一地域に一人となつて<sup>(21)</sup>いる。宇佐宮領では所領二十カ所中十四カ所が弁濟使、六カ所が地頭となつており、妻万宮領三カ所では弁濟使二、郡司一、弥勒寺領三カ所では領家八幡別当、弁濟使一、同地頭二となつて<sup>(22)</sup>いる。なお、豊後国因田帳にも宇佐宮領の弁濟使が載せられている。

次に、大隅国因田帳に、大隅国正八幡宮領の弁濟使の記載は見<sup>(23)</sup>当らないが、注目したい点に、正宮領は不輸と応輸の田地からなつており、また半不輸とされる郡・院のあることである。帖佐郡の条に「二百七十一丁大 正宮領 本家八幡 地頭掃部頭 為半不輸 正税官物者、弁濟於国衙也」とあり、蒲生院百十丁九段半にも同様の記載がある。社領の租の半分を国衙に納めるのであるが、国衙・社家相互間に租の精算納入を担当する者は、おそらく郡司や在庁官人であったと考えられ、半不輸地たる性格上から弁濟使を兼ねる存在であつたろう。また大隅国では、正八幡宮と国衙との関係がすぐれて一体となつており、正八幡宮の国衙的機

能面の強かつたことである。こうした状況は、寄郡ならぬ半不輸地や加治木郷の如く「不弁濟府国両方、恣私用也、動不随国務也」とあるように、正宮新御領でありながら府国両方に納むべきものを弁濟しないという内容からうかがえる。日向の宇佐宮領や弥勒寺領等に弁濟使が存在したのも、寄郡ならぬ半不輸の性格をもち、すぐれて国衙との関係が強かつたからであらうとおも<sup>(24)</sup>われる。

(8) 日向国因田帳写(鎌倉遺文第二卷九二二)。薩摩国因田帳写(同九二二)。大隅国因田帳写(同九二四)。

(9) A 竹内理三氏「薩摩の莊園—寄郡—」。B 石母田正氏「古代末期政治史序説」上。C 郡山良光氏「寄郡制成立の社会的背景—島津莊薩摩方の場合—」(鹿児島短期大学研究紀要創刊号)。D 工藤敬一氏、前註3、鎮西島津庄の寄郡について。E 鈴木国弘氏「鎮西島津庄寄郡の歴史的位位置—『国衙直領』研究序説—」(史林五三一—二)。他。

(10) 薩藩旧記前編卷六、五一五号。

(11) 舟越康寿氏「莊園における不輸権成立の一過程—半不輸について—」(経済史研究二九—五、六)。なお註54参照。

(12) 鎌倉遺文第六卷三八六七、三八七五。

(13) 前註3、二二一頁。

(14) (15) (16) 前註9・E論考参照。

(17) 前註6論考参照。

(18) 永原慶二氏「日本封建制成立過程の研究」(「日本の中世社会」参照)。

(19) 入間田宣夫氏「公田と領主制」(歴史三八輯)。なお前註

## 9・E論考参照。

(20) 岡田帳以外の他の史料では、大隅国の弁済使が多く出てくる。例えば、薩藩日記前編所収の文書など。

(21) 前註9・B下第三章。

(22) 豊前到達文書・鎌倉遺文第二巻九二七。宇佐宮の弁済使は宇佐宮関係者(祝、宇佐氏、神官)で「地頭宮沙汰」となっている。尚、宇佐宮正御供田条々事書案(年不詳、大分県史料到達文書二八五号)の収納使(この場合弁済使と同義)は、御供田成敗之役人で現地で庄務に携わっている。

(23) 文和五年三月十日正八幡宮領家御教書(薩藩日記前編十九、一九九五号)には、正八幡宮領大隅国上小河村に弁済使がいたことが示されている。

(24) 前註2、十三頁。

## 二、弁済使の補任形態

ところで、島津庄における領家支配の変遷と庄務機構の中で、弁済使はどのような補任形態をとったのであろうか。この点、工藤氏や郡山氏、井原今朝男氏らの貴重な論考があって注目する所が多い。

この章では、公領<sup>(1)</sup>おしなべて寄郡における弁済使の補任を中心に、その中で一部、先学<sup>(2)</sup>であまり分析されていない社寺領における弁済使の補任形態を取り上げてみたい。

(イ) 安元元年から建保年間の弁済使の補任形態の中で、最も特色たるべきものは「留守成敗」による補任形態である。島津庄初期(平安末〜鎌倉初)の支配は、京都の領家政所の預所体制で

鎮西島津庄における弁済使(井原)

あった。<sup>(25)</sup> 就中、島津忠久が単に守護・地頭であるばかりでなく、

島津庄支配機構たる現地の支配体制<sup>(26)</sup>に庄政所を支配・指揮する諸所職を兼帯し、中でも「島津庄留守」としての所職を持ち、庄政

所宛に下文を発するというものであった。その主な例をあげる

と、安元二年七月日付日向国守某下文における発給者<sup>(27)</sup>「<sup>(28)</sup>守沙弥」某は留守・預所での左兵衛尉惟宗<sup>(29)</sup>島津忠久であった。文治

三年五月三日付源頼朝下文における薩摩国牛屎院郡司弁済使職補任では、「仰嶋津庄惣地頭惟宗忠久<sup>(30)</sup>左兵衛尉、宛給郡司弁済使」と

あって、小城八郎重道の名が載せられ、かつ「重道已無相伝之由歟、早停止重道之沙汰」とあって、大泰元光が重道に代り元の如く郡司弁済使を安堵されている。この場合も惣地頭たる忠久は牛屎院においては留守である。尚、文書では「但云庄方、云国衙、

任先例無懈怠、可令勤仕課役」とあり、牛屎院が庄国両属の所謂半不輸地であることに注目しておきたい。文治五年十一月日付惟宗忠久下文案<sup>(31)</sup>では、日置兼秀が日向国北郷弁済使職を補任されているが、この下文が「留守成敗之実証」であることは先学の指摘通りである。また、年不詳五月九日付源頼朝御教書案<sup>(32)</sup>では、日向

国教仁院地頭弁済使職に平八成直が安堵されているが、「早以成直、以彼地頭弁済使、無相違可令安堵者」という忠久宛の内容から、まさしく庄留守下文によって施行されたと解される。

次に、社寺領における弁済使の補任形式をみたい。管見の限り

次の史料は、日向国宇佐宮領浮田庄地頭弁済使職を宇佐宿弥公定に領掌する内容の、建仁三年十一月日付関白<sup>(33)</sup>藤原家政所下文案<sup>(34)</sup>で

「<sup>(35)</sup>守沙弥」某は留守・預所での左兵衛尉惟宗<sup>(29)</sup>島津忠久であった。文治三年五月三日付源頼朝下文における薩摩国牛屎院郡司弁済使職補任では、「仰嶋津庄惣地頭惟宗忠久<sup>(30)</sup>左兵衛尉、宛給郡司弁済使」とあって、小城八郎重道の名が載せられ、かつ「重道已無相伝之由歟、早停止重道之沙汰」とあって、大泰元光が重道に代り元の如く郡司弁済使を安堵されている。この場合も惣地頭たる忠久は牛屎院においては留守である。尚、文書では「但云庄方、云国衙、任先例無懈怠、可令勤仕課役」とあり、牛屎院が庄国両属の所謂半不輸地であることに注目しておきたい。文治五年十一月日付惟宗忠久下文案<sup>(31)</sup>では、日置兼秀が日向国北郷弁済使職を補任されているが、この下文が「留守成敗之実証」であることは先学の指摘通りである。また、年不詳五月九日付源頼朝御教書案<sup>(32)</sup>では、日向国教仁院地頭弁済使職に平八成直が安堵されているが、「早以成直、以彼地頭弁済使、無相違可令安堵者」という忠久宛の内容から、まさしく庄留守下文によって施行されたと解される。

次に、社寺領における弁済使の補任形式をみたい。管見の限り次の史料は、日向国宇佐宮領浮田庄地頭弁済使職を宇佐宿弥公定に領掌する内容の、建仁三年十一月日付関白<sup>(33)</sup>藤原家政所下文案<sup>(34)</sup>で

あつて貴重である。

政所下 宇佐神官等

(状紙カ)

可且依先度政所下文、且任亡母佐伯四子讓并証文等、以宇佐宿禰公定令領掌宮領日向国浮田庄地頭弁濟使職事、

副下 讓状并証文等

右彼公定解決備、件庄地頭弁濟使職者、親父故公通宿禰相伝私領、相副調度文書於手継、讓得亡母故佐伯四子後、任□状賜政所御下文、本役神事之外、為不輪免年来領掌、(中略)可且依先度政所下文、且任亡母讓状等、令領掌公定之状、所仰如件、神官等宜承知、不可遺失、故下、

建仁三年十一月 日

案主 中原

別当宮内大輔藤原朝臣 在判

(以下六名後略)

宇佐宮公定の親父は宇佐大宮司公通で、日向国凶田帳には宇佐宮領内浮田庄三百町と多奴木田十町の各弁濟使として出ている。右文書は、宇佐公定の地頭弁濟使職を先度の政所下文・讓状・証文等によって領掌せしめ、「神官等宜承知、不可遺失、故下」という内容の、九条関白家政所下文である。とすれば、関白家を本所領家とする預所体制の下に、宇佐宮領浮田庄の地頭弁濟使職が領掌されたと考えられる。同様なことは、宇佐宮領浮田庄以外の同宮領での庄や別符における弁濟使の領掌形式も、おそらく関白家政所の留守としてのものであったと解される。妻万宮領江田社における弁濟使や弥勒寺領船曳での弁濟使の場合も、権門領家の預所体制による弁濟使の補任、領掌であったと考えられる。

尚、薩摩国の社寺領において、弁濟使に関わる史料は管見の限り誠に少ない。その中で弁濟使の存在を示す貴重な史料に、寛元元年八月十日付五大院主迎阿大間帳<sup>(33)</sup>がある。新田宮執印并びに五大院々主職を始め、田圃所領所帯を嫡男友成・次男師久・三男康秀以下三子の間に讓与し、かつ次男以下の分の課役等を記載してある。すなわち、「次男左兵衛尉師久分」の「可勤事」の中で、「定使者、可為公文所成敗、小弁濟使同云々」とあり、また「三男右兵衛尉康秀分」の「可勤事」の中でも「定使弁濟使者、可為公文所成敗、云々」と載せられている。蓋し、小弁濟使や定使・弁濟使の存在したこと、彼らが公文所の成敗であったことに注目したい。

次に、大隅八幡宮領での初期の弁濟使補任に関わる史料は管見困難である。第一章(ロ)でみた如く、帖佐郡や蒲生院では「為半不輪、正税官物者、弁濟於国衙也」とあるが、誰が納濟役であったかは記されていない。しかし、応輪田は国方所当弁田とあつて、官物を国衙に弁濟し、公事は正八幡宮に弁濟する半不輪国領である。<sup>(34)</sup> 応輪田や国領での所知者には郡司や在庁官人ないし地方豪族の名前をもち、府国両方の弁濟や社家年貢の納濟、国司の主導する式年遷宮用途等に関わる国衙領所当物の負担・納濟を掌っている。

大隅国凶田帳の祿寝南侯の記載に、正八幡宮(鹿児島神宮)領の禰寝南侯四十丁の内、郡本三十丁が元建部清重の所知とあり、そして「賜大将殿御下文」によって菱刈六郎重俊の知行とあり、同じく佐汰十丁は建部高清が同御下文によって知行しており、就

中、社家への年貢納入額として、郡本、佐汰の名が各々丁別廿疋と定められている。他方、正八幡宮の本家は石清水八幡宮であり、社領の事務は公文所、政所職等が関与しているので、彼らの進退権は本家の留守所、または公文所・政所の成敗とつながりがあったと考えられる。正宮領の国衙社家の関係が、中央との連携を密にし、そこでの人格的結合関係を通して社領の維持・発展を図ったことに注目したい。

さて紙数の関係で以後は簡単な指摘に留めたい。

(ロ) 寛喜元年から文永、建治年間にかけての弁済使職の補任状況をみると、「島津庄領所下文」の補任形式が現われる。特に大隅国肝付郡鹿屋院弁済使職が伴一族に関わる史料<sup>(36)</sup>をみると、この種の領所下文の補任状には、末尾に「領所花押」「領所僧花押」「領所法眼和尚位花押」等とあって、彼らは皆一乘院の僧である。各文書内の終りに「土民等宜承知、敢無違失、以補」とか「沙汰人・百姓等宜承知、莫違失、故下」と記されている。

(ハ) 続いて弘安四年から建武元年までの弁済使職補任状況をみると、前半（弘安四年～永仁七年）では先の「領所下文」による補任形式がみられ、後半（正和四年頃から建武三年頃）では、工藤氏の指摘される如く「宛行型」の補任形式が現われてくる。<sup>(37)</sup>中でも大隅国肝付郡岸良村でも伴一族が収納使職（この場合弁済使と同義）を得、兼俊―兼経―兼益―兼員（阿仏）―兼石へと続き、兼石の弟兼基以後は独自の伝領所職となり、その子兼村は尼真理によって収納使職を安堵されている。

(ニ) 南北朝期の補任形態は、当初において島津御庄政所の目

鎮西島津庄における弁済使（井原）

代が単署で、建武五年九月十二日付島津庄大隅方禰寝院収納職を建部辰王丸に補任した極めて少ない例がある。<sup>(38)</sup>しかし、この期の補任形態は、康永三年十月八日付日向方飢肥北郷の弁済使代官・収納使職が藤原鶴一丸に関わる一乘院政所補任下文<sup>(39)</sup>に関連して、その宛行権が給主に付けられているのみにみられる如く、所謂給主体制型の補任である。興福寺一乘院政所は留守（職）であり、給主（こゝでは法眼和尚位琳乘）も一乘院留守所として在庄してはおらず、年貢収取を在地の収納使に全く依存するという個別的知行体制であった。<sup>(40)</sup>

(ホ) こうした一乘院家の請所的な給主体制宛行型の弁済使（収納使）補任形態は、やがて島津氏が直接補任する宛行型にかわっていく。もはや弁済使職も、前代の領家職の請所的機能から地頭請所的機能へとかわってくることに注目しなければならぬ。

(25) 前註5論考参照。

(26) 石井進氏「鎌倉時代『守護領』研究序説」（宝月圭吾先生還暦記念会編日本社会経済史研究古代・中世編所収三四三頁）ほかに、前註6論考参照。

(27) 平安遺文第七卷三七七三。

(28) 前註26、三四五頁。

(29) 鎌倉遺文第一卷二二三三。

(30) 右 同 四一五。

(31) 右 同 第二卷一〇三一。なお、ここでの忠久の下文は知られていない。救二院は薩摩国でなく日向国である。

- (32) 鎌倉遺文第三卷一四〇九。  
 (33) 右同 第九卷六二二四。  
 (34) 五味克夫氏「大隅国建久岡田帳小考」(日本歴史一四二二号)。  
 (35) 鎌倉遺文第九卷六三五七。同第十卷七四六二。同第十二卷八六九五。同八八六七。薩摩旧記前(五)四〇一。同四一六。  
 (36) 薩摩旧記前(六)四九七。同(七)六五五。同六六四など。  
 (37) 薩摩旧記前(八)八〇〇。同八〇九など。  
 なお、前註3参照。  
 (38) 彌寝文書二五七。  
 (39) 薩摩旧記前(十五)一六四三。  
 (40) 前註3論考参照。  
 (41) 島津忠久宛行状案〔薩摩旧記前(十九)二〇六一〕。

### 三、弁済使の役割

島津庄の七割を占める寄郡での弁済使、あるいは社寺領における弁済使は、どのような役割をもつものであったろうか。

弁済使職の補任状には、「為令勤仕庄国<sup>(両方)</sup>之課役」とか、「恒例臨時御公事」「有限御年貢以下恒例臨時御公事」「有限御年貢以下臨時恒例之課役等」という記載が多く、懈怠無く沙汰致すべきことを示している。庄における支配体系とそれに関係する庄務機構が、主として留守預所と庄政所体制、そして預所体制、さらに預所・給主体制と移り変っていく過程において、各時期それぞれ

補任された弁済使は、島津庄のもつ寄郡という性格上、所謂半輪制であることによつて、「庄園・国衙両方の課役」を勤仕する役であった。薩摩国入来院では、高城郡司伴信章の第三子信房が、久安三年島津庄政所の下文によつて入来院の弁済使別に補せられ、よくその職を勤め、所当年貢を京都の領家に輸納したため、その功によつて新たに薩摩郡山田村ならびに高城郡内車内(東郷)の地頭職を兼任せられている。蓋し、国衙・領家に対しては貢租を懈怠なく輸納したものとと思われる。ところで、「庄園双方」への経済負担がどのような割合であったかは、平安末から鎌倉初期にかけて史料上に管見するものがなく困難であるが、建長二年十二月日付薩摩入来院内村々田地年貢等注文<sup>(43)</sup>による所領配分によつてみると、領家方は入来院全体で七十石、国衙分九十二石、地頭得分(く)にかたの御米のあまりをくわえたる定)七十二石九斗余りという配分になっている。ただしこれらは、入来院に入部した渋谷氏の下地進止権によつて収取が行なわれたものであるが、岡田帳記載当時(建之八年)の入来院の公領七十五町<sup>(44)</sup>島津御庄寄郡は、ここでは一九三町八段三十五代の水田となつており、また弁済使分五十五丁本地頭在庁種明の系譜をひくと考えられる伴信俊らは、塔原名主として渋谷氏の支配下に従属しており、岡田帳当時の公領たる弁済使分と郡名分という二分割領知もこの建長年間では見られない。しかし、所当を庄園両方に弁済するという寄郡、すなわち荘園と国衙とに両属している半輪租の地であったことにはかわりはない。時代は下るが、徳治三年正月日付の平氏連署和与状<sup>(44)</sup>では、入来院清敷南方色々御公事配分事<sup>(44)</sup>十分一として、

(前略)

一 国衙御米三石七斗八升九合一勺三才八分内

三斗七升九合 清數御分

(中略)

一 国司領家御年貢錢二貫百廿一文内

一貫九百十一文 領家御方  
二百十文 国司御分

此内二百十二文一分 清數分

一 領家御米三石七斗三升五合七勺三才八分内

三斗七升三合五勺八才 清數御分

(後略)

とあり、庄国双方の公事配分が示されている。

次に、他の史料によって弁済使の役割を検討してみたい。

弁済使が「大宰府之太政官符」による公事勤仕の請文を出し、公的臨時諸役を勤仕する役割をもった山槐記治承四年三月五日の条がある。

日向国弁済使右官掌職直、輪田泊石掠造築役事賜使路諸国官符到来、可出請文由仰了、為後代彼案文并請文案召取統曆、

太政官符大宰府

心下知管内諸国雜物運上船楫取水手下向時、人別三ヶ日勤

仕撰津国大輪泊石掠造築役事

(中略)

日向国雜掌調成安解申請 官符事、

卷紙 (中略)

右去二月廿日下大宰府之太政官符今日到来、備、(中略)、

救、依請者、仍所請如件、謹解、

治承四年三月五日 雜掌調成安

鎮西島津庄における弁済使 (井原)

すなわち、撰津国大輪田泊石掠造築役事に関する日向国弁済使右官掌職直の請文であるが、日向国弁済使職直が「右官掌」という公的な身分地位を具有したことに注目したい。古くは弁済使も国雜掌の一環として存在し、公的性格や役割をもったものであったことをうかがうことができよう。

次に、弁済使僧が庄官として日向国榑間院田島の検注に参加し、目録の作成・報告者の役割を担ったことが知られるものに、安貞三年二月日付榑間院田島目録がある。内容は同二年時の御検注田島の調査・報告書であるが、報告者の公文(平姓)・弁済使僧(実名不明)・書生(伴姓)らは庄官であり、地頭の御使兼留守前安芸守藤朝臣は、忠之の子忠時といわれる。

榑間院は建久八年日向国図田帳では、「寄郡八百十七町」の内、「榑間院三百丁宮崎郡内地頭右兵衛尉殿忠久」と載っており、弁済使も存在し、所謂半不輪地の性格をもつものであった。建久図田帳期より七十一年後の文永五年三月廿五日付榑間院年貢注文を通し、こゝでの住民に課せられた年貢状況をみてみると、

榑間院御年貢事

一 一定田三百二十七丁一段四丈

半分御 免残 分丁別六十五貫四百三十六文段別廿文定

一 得田二百六十一丁七段二丈

半分御 免残 分面付百二貫七十八文 段別三十九文、飯肥郷兩引懸定、

一 桑代十三貫百二十二文

半分御 免残 一 色革三十枚代十五貫文一段別五百文定

以上百九十五貫六百三十六文

西方九十七貫八百十八文

東方九十七貫八百十八文

此外一方分西方、

色革十枚、(鹽)行騰革一懸一反毛、  
沓一足代五百文、甘葛一瓶子、

雜紙百帖五十帖者四月、  
五十帖者十二月、

文永五年三月二十五日

これによると、年貢はすべて銭納であったと考えられ、少なくとも京都本所領家への輸送関係から物納は甘葛が瓶子一杯と雜紙百帖等である。租税は土地すなわち定田、得田に課せられるものと、調に当る桑代、色革代があり、雜税として色革、ムカバキ行騰革、沓、甘葛、雜紙があった。定田と得田と桑代の合計が一九五貫六三六文であつて、これを西方と東方と各々半分(九七貫八一八文)づつ負担することになっているが、西方は色革・行騰革・沓・雜紙を納めている関係から東方より少し広かつたとおもわれる。

薩摩国島津御庄寄郡内の牛屎院においても、建長八年八月十日付沙汰人「平国則進濟狀」(49)に、ぬいぢり(番付子)・かふしの染物・れんてんのあさき・梅のこん・すゝし(生類)のはちしやうのこそでのきぬ(細美)・さいひのぬのが載せられ、いわゆる雜物が領家方へ貢納されている。

同じく島津庄寄郡内の大隅方肝付郡内岸良村においては、文保三年岸良村の領家方年貢料十貫文を尼真理が受け取っている。また元亨二年分として、栄寂年貢受取状でも十貫文と載せられてお

り、領家方年貢が一二〇年代前後、十貫文と定められていたことが知られる。こうした領家方年貢は、岸良村弁濟使伴氏の進濟する役割のものであつたことはいうまでもない。

次に、寺領における年貢納濟状況を弁濟使との関係でみるに、島津庄ではないが、筑前觀世音寺御領においてみてみたい。

東大寺末寺觀世音寺御領金生御封注進(錄十三・九八四四)

文永四年御年貢米送文事

合単米肆拾石伍斗定

正米三十石

雜用 十石五斗 三斗五升ちん

甘葛式久里

右、伴御年貢米者、為本寺運上、附梶取貞延、所運上如件、

文永五年正月廿九日

政所僧(花押)  
封司僧(花押)

(円良)  
弁濟使僧(花押)

これは、東大寺末寺觀世音寺領の「筑前(鞍手郡)金生御封年貢米送文」(表参照)で、いわゆる寺領における弁濟使僧(円良)らの役割として、御年貢米等の納濟・運上に関わるものである。同関係史料を表でみると、年貢米(単米Ⅱ正米、雜用米)のほか、物納として甘葛の場合と糯・薦・甘葛の場合が示されている。弁濟使の役割は年貢米等をいかに納濟するかという点で、具体的には「附梶取貞延、所運上如件」とある如く、梶取(かぢとり)を附した運上

## 筑前観世音寺御領金生御封 文永4年分御年貢米送文

史料月日	合単米	正米	雑用米	そのほか	史料
文永 4.11.21	石斗升 20 4 1 定	石斗升 15 7 0	石斗升 4 7 1		録(13) 9805
文永 5.正.29	40. 5. 0 定	30. 0. 0	10. 5. 0 3斗5升ちん	甘葛式久里	同 9844
文永 5. 4.22	48. 0. 2 定	34. 3. 0 内 大豆1石 小豆8斗	13. 7. 2	繃 1石, 薦 10枚, 甘葛	同 10235
文永 5. 7. 1		34. 3. 0 内 大豆1石 小豆8斗			同 10270

に、その機能の一端が知られることに注目したい。

このようにみえてくると、弁済使は、初期にあつては国方(国事)の弁済にたずさわったこともあつたが、その主たる機能は、島津庄寄郡ないし半不輸という庄園機構にあつて、庄国両方の課役を勤仕するものであつた。入来院清色村南方にみられるように、地利・所当は国衙、領家に二分され、雑公事は領家に属するという状況をみることで、日向櫛間院でも所当年貢の半分が領家へ、雑公事も領家へ送られ、薩摩方牛屎院でも雑公事が領家方へ納済されている。弁済使職そのものが領家方の補任に依るものである以上、領家方への年貢納済の役割は当然であるが、他方、国衙方への納済も無関心であつたとはおもえない。寄郡が半不輸制である以上、少くともその性格からは国衙への役割にも関わるものでなければ意味をなさない。寺領では、弁済使僧が政所僧らと共に、年貢米・雑公事を本寺へ納済・運上する役割をもつていたことがうかがえたが、島津庄でも同様ではなかつたらうか。

なお、弁済使が年貢米や雑公事等の運上「船」に関係する部分の役割を間接的にもつていたと解したい。前記文永五年の史料に「件御年貢米者、為本寺運上、附梶取貞延、所運上如件」ある所から推察されるし、また薩摩・大隅・日向における弁済使の所在する庄や名・別符等の地形的特色が河川・海上に近く、それらの交通機能を活用したことが考えられるからである。<sup>(52)</sup>

## むすびにかえて

一、島津庄を中心とする弁済使について若干の考察をしてきた

が、その歴史的意味(性格・役割)における最も重要なことは、**弁済使**はおしなべて領家側の収取体制の性格をもつものであるとはいえ、対応する性格面では国衙との関係を無視して考えられないということである。換言すれば、公領や社寺領において**弁済使**に関わる歴史的存在・機能面を、国衙Ⅱ国司のものつ相対的な強さと機能を否定して見るわけにはいかないのである。薩摩国図田帳に「**弁済使分**」(領家沙汰)とある公領も、少くとも国衙との関係では一定の「職」の保持者以上のものたりえなかったが、領家の関係では所領寄進による「職」の保留Ⅱ実質的領主権の保留となつて現われ、庄国領主側へ一定の年貢収納・弁済の役を負うという一庄官の性格を帯びて現われる。勿論、こうした在地領主の現実的な力の増大と国衙力の低下という状況も考慮されなければならぬが、それにしても十二世紀中半から十三世紀初頭の著しい特色は、寄進地系荘園の展開・発展においてみられる、「国衙」の残存の権力機構、ならびに「中央権門」のいわゆる庄園領主権としての機能および預所・庄政所体制であり、そして此の両者に直接または間接に関係をもたざるを得なかった「在地領主」の動向にあった。こうした両者の大なり小なりの権力機構の中にあつて、「**弁済使**」出現の契機というものは、国衙権力の強さが維持されつつも、当初は国家的支配権の行使権(職)をもつ郡司や在庁官人らが**弁済使**に相応する機能を全うしていたし、就中、寄進地系荘園成立過程を通して寄郡の性格上、「半不輸」たる庄園機構の中に、おしなべて領家の沙汰たる**弁済使**が明確に出現してくるといふ所にある。

二、**弁済使**本来の出現は、島津庄における寄郡が半不輸という土地の性格によってみられるという従来の説は、少なからず妥当性をもっている。しかし、寄郡のみならず、日向宇佐宮領や弥勒寺領等の如く、社寺領においてもみられる。とすれば、④寄郡化され、⑤社寺領化され、⑥国衙機能残存Ⅱ国領化(国方所当弁田の如き半不輸の国領)された地において、庄国両属あるいは社寺領家と国衙の双方における公権の収取体制Ⅱ所当を二分する行使権(職)が必要とされるにいたり、その場合、①・②にすぐれて**弁済使**が現われてくる。④における**弁済使**は、領家年貢の収納・**弁済者**たる一庄官であつて、先学の論考上に取り扱われている。

③における**弁済使**は、日向の宇佐宮領等に見られ、そこでの**弁済使**はやはり権門領家へ年貢納済する庄官であつた。⑥は大隅国正八幡宮領の帖佐郡や蒲生院の如き半不輸地たる所、および正八幡宮領応輪田たる国方所当弁田の半輪国領の場合であつて、専ら郡司や在庁官人らが収納・**弁済**の役に当っている。

三、**弁済使**職の補任形態は、(イ)領家政所の預所体制の中での、所謂島津庄留守による補任形態、および社領本家政所体制による**弁済使**の補任形態↓(ロ)社領関係の**弁済使**が公文所成敗である場合、そして寄郡関係では島津庄預所体制の、所謂預所下文による補任形態↓(ハ)預所下文による場合と宛行型の補任形態↓(ニ)預所「目代」および給主制による補任形態↓(ホ)島津氏による直接の補任形態というように考察することができよう。

四、**弁済使**の役割は、半不輸という性格との関係で大きく影響される。ともかく、地利・所当は国司・領家に二分され、雑公事

は領家に納済されるという機能が多くみられ、そこに島津庄における一般的な半不輸の性格をみる事ができる。就中、弁済使は一定の年貢進納の役々精算・収納・納済・運上等に関わる一連の役割をもつものであった。

(42) 薩摩国入来院弁済使別当伴信房解状(平安遺文第六卷二六〇一)。

(43) 鎌倉遺文第十卷七二六五。

(44) 「入来文書」所収岡元家文書九。

(45) 勝山氏は(前註7)、文書の発給者たる国雑掌が実体としては弁済使であり、官符の請文を前したのは日向国弁済使なるも、請文の中では「日向国雑掌調成安」となっていると指摘する。

(46) 鎌倉遺文第六卷三八一四。

(47) 右 同 第十三卷九八九九。

(48) 申間市郷土史一〇六頁。

(49) 鎌倉遺文第十一卷八〇一六。

(50) 薩藩旧記前(九)八六六。

(51) 右 同 九〇二。

(52) そのほかの例として、元応元年十一月十四日付薩摩入来院塔原領家方夏物年貢請取状(入来院家文書一二九)。

(53) 「薩摩」入来院(清色川・川内川)、新田八幡宮・五大院(川内川・東支那海)、小河院百引村(鹿児島湾)、同上小川(鹿児島湾)、牛屎院(川内川)、「大隅」鹿屋院(鹿児島湾)、肝付郡岸良村(太平洋・日向灘)、「日向」宇佐宮領の岡富庄(東海灣)、新名爪別府・瓜生野別府・細江別府・長峰別府・大基別府・浮田庄など(大淀川)。

鎮西島津庄における弁済使(井原)

弥勒寺領船曳(清武川)といった弁済使所在地域と関係する近接の河海形態とその交通機能をみる事ができよう。

(54) 前註11、舟越氏は鎌倉幕府法にみられる半不輸の二形態、①「弁済所当於国司領家、令勤仕公事於社家所」、②「弁済所当国司、令勤仕公事権門御辺地」をあげ、前者の例として島津庄寄郡を性格づけられた。

本稿を作成するにあたってご指導いただきました豊田武先生に深く感謝いたします。

(以上)